

## 令和3年第10回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和3年11月19日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和3年11月19日	午前10時00分
	閉 会	令和3年11月19日	午前11時32分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名                      欠 席 0 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	真 部 卓 也	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	〃	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

5 番	松 田 大 輔	6 番	真 部 卓 也
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	総 務 課 長	仲宗根 章
企画商工観光課長	屋富祖 良 美	住 民 課 長	崎 原 誠
子育て支援課長	安 里 孝 夫	健康づくり推進課長	平安山 良 信
建 設 課 長	宮 城 忠	農 林 水 産 課 長	松 本 一 也

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 任 主 事	宇茂佐 隼 人
---------	---------	---------	---------

# 議 事 日 程

11月19日（金） 1 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	報告第24号	専決処分の報告について〈瀬底島一周線道路改良工事（その7）〉 (報告・質疑)
4	議案第69号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
5	議案第70号	工事請負契約の締結について〈嘉津宇具志堅線道路改良工事（その7）〉 (議案説明・審議・採決)
6	議案第71号	令和3年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
7	意見書第6号	海底火山噴火による噴出した漂流・漂着軽石に関する意見書 (議案説明・審議・採決)

○ **議長 松川秀清** ただいまから令和3年第10回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

議事日程に入る前に、町長から軽石についての説明をさせます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。11月8日に、説明会を一度やりましたが、その後も刻々と状況が変化しております。議員各位の皆さん方も、とても気になっていることかと思っておりますので、その後の状況について、私のほうから軽石対応について説明いたします。

11月9日ですけれども、浜崎漁港に、大量に押し寄せたということがあります。そのときに大小堀がいっぱいしておりました。同時にまた本部港、それから渡久地地区も含めて押し寄せた状況がありました。浜崎漁港につきましては、その翌日、10日になりまして、漁民と漁協と役場で対策会議を持ちまして、11日に一部オイルフェンスを張るといったような作業で対応したところでございます。本部港と渡久地港につきましては、土木事務所と掛け合って、即対応してくれということで、2日間かけてユンボ2台、トラック3台を使いまして、陸上のほうから取り出しまして、そして船の航行には支障を来さないような状況まで対応したというところでございます。あと、12日からは文化交流センターのお礼を言いながら、私は上京いたしました。西銘大臣にも本部町の写真を持って行ってしっかり説明してあります。水野沖繩振興局長にも写真を持って行ってしっかり説明してあります。それから原沖繩振興統括官にも、この状況について説明してあります。さらに国土交通省に立ち寄りまして、国土保全局長にお会いしました。国土保全局長ですから、国土管理についての最重要責任者でございますので、そこにあっても、沖縄県の軽石の状況はこうなっておりますと、対応方お願いしますという要請などを行ってきております。それから、12日には沖縄県の経済労働委員会、7名の県議の皆さん、経労委の皆さんが新里漁港の視察に来ております。あと、14日ですけれどもアンチ浜のビーチについては、40名ほどの皆さんが独自にボランティアで除去に対応しております。それから同じ14日ですけれども、新里漁港につきましては、ボランティア400名ほどに駆けつけていただいて、ユーチューバーの皆さんですけれども、ボランティアでもって回収作業をやっております。なお、これからの除去予定ですけれども、11月21日、あさってになりますけれども、新里、具志堅の浜において、両区民を中心として、あるいは観光協会を含めた観光業界を中心とした形になりますけれども、ボランティア活動で、打ち上げられた軽石の除去に当たります。

それから現在の情報ですけれども、27日には瀬底ビーチにおいてボランティア活動として対応していこうという計画があります。そこも、観光業界を中心としての対応になりますけれども、面積が大きいので、建設業者会にも、そこは機械力も使いたいということをお願いしているところでもあります。なお、NHKさんから要望がありまして、ちむどんどんでそこをロケ地にしたいという意向もありまして、そこはぜひきれいにさせていただきませんかという要望等もありまして、27日にはそういったことをやるようにしてあります。フレコンバック1,000袋を準備して、

各集落等にも配布しながら今使っているところがございますけれども、現在150袋のみが残っているわけで、相当量のものが取り出されたという状況にもあろうかと思っております。なお、軽石の置場ですけれども、旧上本部飛行場跡地の一部を整理して、そこに集積できるように今準備をしたところであります。そして、辺名地のほうのガラスリサイクル工場の跡地も、一部保管場所として使いまして、しかるべき時期が来たときには、有効利用の対応ができるようにということまで視野に入れながら、今現在対応しているところであります。

一連のこれまでの大きな流れとしては、そういった流れになっておりますけれども、日常的に状況等を土木事務所のほう、それから農林水産振興センターとも情報交換しながら、共同歩調を取りながら、その対策に当たっているところであります。どうぞまた、地域の皆さんから議員各位の皆さんに、いろいろ問いかけなんかがあったときには、また我々にも情報をいただいて、一緒になってこれからの対応方をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。以上、説明に当たります。

○ **議長 松川秀清** 日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番 松田大輔議員及び6番 真部卓也議員を指名します。

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日11月19日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日11月19日限りの1日間に決定しました。

日程第3. 報告第24号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案についての報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和3年第10回本部町議会臨時議会におきまして、1件の報告と3件の議案を提出してございます。専決処分の報告が1件、条例の一部改正議案が1件、工事費請負契約の締結議案が1件、補正予算議案が1件、以上となっております。

説明に当たりましては、副町長、教育長、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ **議長 松川秀清** 建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 報告第24号についてご説明いたします。

報告第24号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和3年第2回本部町議会（定例会）で議案第14号をもって議決をされた、「瀬底島一周線道路改良工事（その7）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和3年11月19日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、瀬底島一周線道路改良工事（その7）について、契約金額「6,001万6,000円」を「6,500万4,500円」に変更し改定契約を締結する。498万8,500円の増額になっております。

次のページ、変更箇所対照表をお願いします。工種で、土工事、舗装工、区画線工、雑工の4工種の変更になっております。本件の工事場所は、瀬底の慰霊塔付近からヒルトンホテル向けに約200メートル進んだところが起点となっており、そこから琉大研究所に向けて440メートルの工事範囲となっております。本工事は、令和3年9月24日に完了しております。報告内容の主な変更点は、土工事による岩掘削の増、舗装工での不陸整正の増、雑工による伐採の増となっております。

次のページ、A3の2枚が平面図となっております。請負業者は、株式会社瀬底産業になっております。以上で報告を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第24号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第4．議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和3年11月19日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、沖縄県人事委員会勧告による給与改定に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

改正内容につきましては、一番最後のページの参考資料でもって説明をさせていただきます。4枚目になります。右上に議案第69号参考資料と書いております。

こちらは、沖縄県の人事委員会の勧告に基づく期末手当の引下げになります。引下げは（1）の下を読み上げます。職員の支給月数が民間の支給割合を上回ったことから、民間の特別級の支給割合に見合うよう年間の支給月数を0.15月分引き下げて4.30月分とし、引下げ分は期末手当から差し引くということでございまして、四角の表の令和3年度の期末手当ですけれども、改正前は、12月期1.30月分、6月期と同じく1.30月分でありましたけれども、これが0.15%引下げになりますので、1.15月分に改正ということになります、こちらで、本町の職員への影響額でございましてけれども、135人の全職員が対象になります。約611万7,000円の減額になりまして、1人当

たり平均いたしますと、約4万5,000円の期末手当が、12月の期末手当から減額されるということでございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第70号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第70号についてご説明いたします。

議案第70号 工事請負契約の締結について。嘉津宇具志堅線道路改良工事(その7)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、嘉津宇具志堅線道路改良工事(その7)。2、契約の相手、本部町字伊野波303番地1、有限会社比嘉建設工業、代表取締役、比嘉みどり。3、契約金額、1億967万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和3年11月19日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。請負契約概要で説明します。1、工期は130日間。2、指名業者は本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業まで10社でございます。3、工事概要としましては、道路改良工事、L(延長)610メートル、W(幅)5メートル。土工から撤去復旧工までの一式となっております。次のページは入札結果報告になっております。

次のページは位置図になっておりますが、フプガーから嘉津宇向けに進んでいくところがございます。

次のページがA3、3枚の平面図になっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第70号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第70号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第71号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第71号 令和3年度本部町一般会計補正予算について。令和3年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和3年11月19日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いいたします。3枚目でございます。令和3年度本部町一般会計補正予算。令和3年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ4,841万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ93億8,485万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それぞれの項目につきましては、事項別明細書でもって説明をさせていただきます。まず歳出から説明をいたします。事項別明細書の4ページ、5ページをお願いいたします。総務費の総務管理費でございます。歳出4ページ、5ページです。5ページのふるさと納税諸経費21万6,000円。こちらは、ふるさと納税の返礼品といたしまして、新たに電子感謝券を導入いたします。電子感謝券とは、ふるさと納税の寄附額の3割分を電子ポイントとして受け取り、町内の加盟店でのみ飲食、宿泊、買物などが利用できるポイントでございます。電子感謝券は、町内の事業所での利用となりますので、本部町に来られる観光客などが町内で使っていただくということでございます。今回の経費は、加盟店舗へののぼり旗、あるいはステッカー、チラシなどの費用ということで21万6,000円を計上しているところでございます。

続きまして8ページ、9ページ、予防費でございます。8ページの4款1項2目予防費で、補正額1,769万4,000円を計上しているところでございます。こちらは10分の10、国庫の補助金が充てられます。年明けの1月からコロナウイルスワクチン接種の3回目の接種を開始いたします。それを予定しております。3回目の接種に係る費用の人件費、委託料、リース料などを9ページと、その次の11ページに関係経費を計上しているところでございまして、ワクチン接種に係る1,769万4,000円を計上しているところでございます。これは1月から、年度内の3月分までの経費を計上しております。

続きまして12ページ、13ページ目をお願いいたします。6款1項3目農業振興費でございますが、13ページで説明いたします。上から4段目の消耗品費574万円。こちらは、コロナウイルス

対応地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ交付金という呼び名をしております。コロナ交付金を活用いたしまして、農家に堆肥、堆肥はもとぶ1号を予定しております。堆肥を配布する事業でございます。第一次産業であります農家は、国の支援金など、その支援が十分とは言えない状況にあると捉えております。農家の支援を図るべく、その平米数に応じまして、合計1万7,000袋の堆肥を配布する予定でございます。続きましてその2段下、農林水産物販売促進費50万円。こちらは、今月下旬にアグーフエア、そして年明けの1月、あるいは2月にタンカンフェアを予定しております、町産品の販路拡大に向けたPR活動を積極的に行う予定となっておりますので、その販路拡大の経費として50万円を計上しています。このページの一番下、拠点産地品目保管支援事業補助金1,030万円。こちら、コロナ交付金を活用しての事業でございます。コロナウイルスの緊急事態宣言がありまして、自粛要請等で消費が落ち込んでいる状況下でありました。拠点産地品目について、保管経費を補助することで、事業者の経営支援、そして生産農家の出荷を支援するものでございます。具体的には、冷凍冷蔵施設の保管料の2分の1を町が補助、残り2分の1が事業者の負担となります。その2分の1の分の1,030万円を計上しているところでございます。

続きまして14、15ページをお願いいたします。こちらは6款3項1目水産業総務費の委託料、15ページの上から2段目に軽石撤去作業委託料1,000万円でございます。こちらは、先ほど冒頭で町長からもございましたけれども、海底火山が起因の軽石が町海岸に大量に漂着している現状があります。そしてなおも、大量に近海を漂流しております。現在、多くのボランティアの皆さんのご協力の下、町内各所で撤去作業を行っておりますが、今現在終わりが見えない現状下でございます。今後も撤去作業が続くことから、委託料として1,000万円を計上しているところでございます。このページの一番下、水産業継続支援事業補助金541万円。こちら、コロナ交付金を活用しての事業でございます。コロナウイルスの影響で水産物の売上げが減少し、漁業経営に影響を及ぼしているため、操業時に係る経費を補助するものでございます。具体的には、燃料費の2分の1補助、受託販売手数料及び氷の購入費用の全額補助、これは予算の範囲内での全額補助になります。

続きまして、その次の16、17ページ、観光振興費でございます。17ページの一番下でございますが、プランター設置委託料87万5,000円。こちらは、後ほど出てまいります、北海道南富良野町からの児童受入れを、今年度中止いたしました。その事業には、地域振興事業補助の8割を充てておりました。その補助金を、このプランター事業に組み替えて実施することを考えております。桜が咲き始める1月頃に県道84号線、渡久地から伊豆味向けの84号線にプランターを設置いたしまして、花が多く咲いたプランターを町民、そして来訪される方々に楽しんでいただくという事業でございます。

18、19ページをお願いいたします。こちらは教育委員会でございます。19ページの上から4段目、南富良野町の受入諸費で80万円の減額、そして一番下で、交流補助金で167万2,000円の減額。こちらは、先ほど申し述べましたけれども、南富良野町からの児童の受入れ、そして本町から派

遣される児童の派遣費用、両方ともにコロナウイルスの影響により、今年度は中止が決定しているところでございます。その費用を全額減額しております。

以上が歳出でございまして、歳入を簡単に説明させていただきます。歳入は2ページ、3ページ目でございます。3ページ目で説明いたします。節の上から4段目の総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症の臨時交付金がありますけれども2,170万9,000円。こちらは先ほどのコロナ交付金を活用した事業に全て充てております。その下の1,769万4,000円は、コロナワクチンの接種に全額充てるものでございます。いずれも10分の10の補助になります。そして一番下の繰入金245万1,000円の減額。こちらは、南富良野の交流事業にゆいまーる基金を充てておりましたが、中止になったため、取崩しの必要がなくなっております。なので、取り崩さないという減額の補正でございます。以上、簡単ではありますが説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 質問いたします。

まず、5ページのふるさと納税諸経費に関してでございます。電子感謝券の導入ということで、もう少し具体的に、とてもいい事業になっているかと思っておりますので、詳しく教えていただければと思います。これが1点目。

もう1点、15ページです。水産業継続支援事業補助金に関してでございます。今、541万円の予算が計上されているかと思っておりますが、漁業者のほうと話をする機会がございました。今回の軽石問題に関して、漁業共済で一部、平年収入の8割が補填される可能性がある。それと、船が保険に入っていた場合、この船の保険で、今回この軽石が詰まった場合、船のどこかに詰まった場合、その洗浄費用がこの保険で賄える、補填されるかというところ、これは対象外になることがあるということで、収入面もこの共済を当てにすると8割しか補填されない。船も、保険に入っていた場合、この保険で軽石の詰まりですとか、消耗品代を補填できるかというところ、それも対象外になる可能性があるということで、漁業者にとっては、とても負担の大きいものになっているかと思っております。そこで、水産業継続支援事業補助金、今説明があったかと思っておりますが、2分の1補助とか、いろいろなパターンで補助していただいているかと思っておりますが、予算の範囲内で補助をしていくということですので、さらに継続した支援というのは必要になってくるかと思っております。この軽石問題はいつまで続くのかというところにもなってくるかと思っておりますが、最後の最後まで継続した支援をしていただきたいという思いがありますので、これは町長の見解をお伺いしたいと思います。これが2点目です。

あと1点でございます。先ほどから話をしていますとおり、軽石問題がいつまで続くのか分からないところで、何回も漁港とか港湾内、海岸に軽石が押し寄せる可能性があるかと思っております。この漂流経路を予測するというのも、またひとつ必要なかと思っておりますが、県とか国、もしくは関係機関と連携を取られているかと思っておりますが、その連携の仕組みの在り方、何か会議を開いているとか、定期的に集まっているとか、そういうところが具体的にあれば教えていただければと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前10時36分）

再開します。

再 開（午前10時37分）

副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 3番、山川議員にご説明します。

先ほど、電子感謝券について詳しく説明をとということですので、先ほど総務課長からもあったとおりではあるのですが、もうちょっと詳しくご説明したいと思います。今、お配りしております資料、これはチラシですが「本部町電子感謝券はじめました」と書いているのですが、実際は12月2日からスタートということで、今準備をしているところです。ホームページのほうにも、12月2日からスタートしますということでアップしていますし、加盟店も募集していますということもホームページのほうで、加盟店募集の呼びかけ、そして募集要項などもホームページにアップしています。

事業の概要をもうちょっと詳しく説明しますと、先ほどあったふるさと納税の返礼品、これまで特産品を返礼品としてやってきているのですが、それは引き続きやるのですが、その12月2日から電子感謝券ということで電子ポイントです。スマホで本部町に寄附をした方、電子ポイントで返礼品が要望した方に対して、電子ポイントをこのスマホに返しますという。返ったポイントは、本部町内の加盟店でどこでも瞬時に使えますというシステムです。お客さんは、このチラシにありますステップ1、スマホで寄附、ステップ2、電子感謝券をゲット、ステップ3、その場で、ステッカーのあるお店で使えますという仕組みです。裏面のほうをもうちょっと説明したいのですが、まだまだふるさと納税の仕組み自体が、我々ももっと努力が必要だと思っておりますけれども、ふるさと納税の普及とか、認識自体がまだまだ行き渡っていないところもあると思うのですが、例えばですが、ふるさと納税の電子感謝券を活用して、こんなことができますということを書いています。例えば、想定ですが、これは観光で本部町にお越しのAさん家族を想定しています。Aさんは、例えば年収が500万円、奥さんは専業主婦、特に収入はないです。小学生の子供が1人。こういう家族構成と想定します。特に税控除は受けていないという想定でやった場合、Aさんが自己負担額2,000円となる寄附上限額というのは、シミュレーションしてみたら出たのですが、7万1,557円という金額が出ます。この表でいくと、①で加盟店舗、宿泊施設とか飲食施設、買物、体験、観光、そういうお店が本部町に登録できます。店員さんからお客さんに対して、こういうふるさと納税で電子感謝券がありますとご案内していただければ、大変助かるなと思っています。③で、Aさんが本部町に7万円を寄附したとします。そうしたら、その7万円を寄附した瞬間に、24時間365日、土曜日曜関係なく、いつでも入金できます。そうしたら、入金した瞬間、その場で3割相当の2万1,000円のポイントがこのスマホに返ります。返ってきた2万1,000円のポイントは、本部町内の加盟店どこでも使えますので、⑤で、そのお店で支払いを済ませますということです。Aさんは⑥で帰宅しますが、⑦で役場から領収書がAさん宅に届きます。Aさんはその領収書を持って、⑧で、最寄りの税務署で確定申告をする。あるいは、サラリーマンであれば年末調整とかで、その領収書でもって税控除が受けられる手続きをします。

すると、⑨、⑩で所得税の還付、住民税の控除、合わせて6万8,000円が返ってきますということです。返ってきますというよりも、払うべきお金を払わなくても済むとか、還付ということでは戻ってくるということになるのですが、控除ということでは、住んでいる場所の住民税は払わなくて済みますということで、これは、ちょっとタイムラグはあるのですが、実質的には7万円寄附したけど6万8,000円は返ってくるということです。2,000円の負担で2万1,000円の電子感謝券がゲットできたということになります。ふるさと納税の仕組み自体が、この電子感謝券にかかわらずこういう仕組みになっているのです。7万円を寄附して6万8,000円返ってきた。あと3割相当は特産品がもらえる。本当にうれしいといえますか、おいしい話なのです。その辺がまだまだ、我々の努力不足もあって普及のほうがうまくいっていない。これからの努力義務、努力だと思えますけれども、伸び代だと見えていますので、そこはもっともっとPRする、力を入れていくことで、ふるさと納税ってこんな便利なんだな、こんなに得なんだなというところを知ってもらえれば、活用する方も増えていくと思っていますので、そういう形で、例えばこれから、沖縄であれば中南部からでも、やんばるに向けて観光客、県内の行楽客が本部に押し寄せてくると思います。そういった方々にも電子感謝券をどんどん利用してもらおうと。来たその場で、お店でぱっと入金して、ぱっとポイントをもらって、そこのレジをこれで済ますと、そういう形ができるようになりますので、それをこれから進めていきたいと、12月2日スタートでやっていきたいと考えているところです。概要については以上です。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 3番、山川議員に説明いたします。

3点目の県、国との調整ということでございますが、これまでも北部土木事務所や北部農林水産振興センターなどと、常に情報を交換しております。内容としては、これまでの沖縄県の動き、国の動きなどのほかに、今、北部農林水産振興センターが、今ある県の予算を活用しまして、漁業者への支援ということで、軽石の除去の工事に委託金という形で漁協に委託しまして、漁業者を活用しての作業を進めております。この経費につきましては、国頭村と本部町の両町村ですけれども、モデル事業として進めていこうということで、既に本部町漁協とは委託契約に向けて進めているところであります。どんな内容かと申しますと、軽石の除去作業を通して、漁業者の皆様方にその事業をやってもらって、その労働対価として漁業者へ支援していくという内容となっております。そういったもの等を連携しながら今取り組んでいるところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 農林水産課長から、今お話しがあったことにつけ加えて説明いたしますけれども、一つは、先ほど、エンジントラブルを起こしたときに、何らかの支援策はありませんかというお話しでございました。水産業の継続支援事業ですけれども、100%国庫の支援の、いわゆるコロナに対する貸与予算ですけれども、何らかの理屈づけを、水産業を継続するためといったようなことで、軽石とは言えないので、コロナと関連づけて何らかの形で修理、修繕費も拠出しようということで、今内部議論に、2日前から内部議論に入ったところでございます。と言い

ますのも、漂流している軽石があって、そしてフィルターにそれが引っかかって、それを恐れてなかなか漁に出られないという実情があるということで、漁民のほうから、私のほうにもそのことが耳に入っております。現実にもそういったことがあるということであるし、同時にまたそのことによって、エンジントラブル、そして修理、修繕が入ったという事実も聞いておりますので、できるだけ港湾の、まだしっかりした論理立てはできていないけれども、理屈を考えて、漁に出られるような対応、対策についてはしっかり考えていきたいと思っております。いずれにせよ、その修理、修繕も対応できるような方向性で、今議論に入っているというところですので、ご了解願いたいと思っております。

それから、11月15日ですけれども、北部の首長の全体で議論いたしまして、副知事要請に行っております。そのときにも、漁業者に対する支援について要請しております。また同時に、微気象についても、気象的なものについても考えてくれと。それとあと一つは、軽石で水面が覆われているので、生物生態系についても検討してくれということで、私からは議論しております。さらには、その足で農林水産部長にも単独で会いました。この軽石の有効利用については、部内各組織、農林の部内各機関で、徹底的に考えてくれと、その方針を考えてくれということで、提起もしてあります。当然ですけれども、我々も現場でいろいろ考えますけれども、皆さんも考えてくれということで、そういう要請をしているところでもあります。大きな流れとしては、18日にその情報をキャッチして、キャッチすると同時に農林土木事務所にその日であって、事務所長に話をして、これは大きな問題に発展するので、本町に上げて徹底的に調査もして、議論もしてくれということで、約一月の時間が流れましたけれども、やっと昨日、県は全庁体制で考えていくということで、県や国が本当に本気で物事を考えて出したのは、この最近です。ですからそれまでに、そういった空気感と環境をつくるのに約1か月かかってきたと思っております。そういったことですので、今後もいろいろな機関と協調、連携も図りながら対応していきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 軽石に関しては、引き続き国や県への調整や要請、そういったところを継続していただければと思います。

二次質問ですが、電子感謝券について、さらに質問をしたいと思っております。まず沖縄県内で、ご存じであれば、どの市町村がこの電子感謝券の導入をしているのかというところも教えていただきたいのと、もう1点、地域が今、この電子感謝券の導入に向けて準備をしているところだと思いますが、例えば、美ら海水族館、海洋博記念公園、コロナ前であれば500万人が訪れていたと。その中で県外の観光客が大勢いらっしゃると思いますが、その中の1%でもこの電子感謝券を使っただけであれば、すごい数になるかと思っております。今まで、海洋博、美ら海水族館に訪れて、そのまま帰ってしまうというケースもあったかと思っておりますが、今後、この電子感謝券を導入すれば、本部町、美ら海水族館に訪れた観光客が、この電子感謝券でふるさと納税をして、そのまま本部町で地域を探索して、本部町のよさ、飲食だったり、文化、観光だったり、そういったとこ

ろも体験していただけるきっかけになるかと思っていますので、美ら海水族館との連携について、ぜひこの電子感謝券でさらに強化をしていただければと思います。この2点、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 3番、山川議員にご説明します。

沖縄県内で、今どこどこがやっているかということですが、今やっているのが読谷村と今帰仁村の2か所です。本部町は3番目になります。読谷村も今帰仁村も3年前から始めています。ただし、やはりコロナの影響もあってそんなに伸びてはいないというのが現状です。

それから、海洋博記念公園との連携ですが、議員のおっしゃるとおり、やはりこれだけコロナ前は観光客が訪れてきたこのまち、この公園ですので、これだけの方に、この電子感謝券がある、ふるさと納税があるということを知ってもらうことが一番大事だと思いますし、知ってもらって、これはやったほうがいいんだ、得なんだという、そこまでの理解をしてもらえるのが一番大事だと思っていますので、そこは財団とも連携して、財団の中でも今、有料の区分、水族館もそうですが、ほかのドリームセンターとかショップ、レストランとかありますので、そういうところは全部入ってもらうということで、今、10店舗、財団から申込みが来ています。実際に、財団とも連携して、この電子感謝券をもっともっとPRしていこうと。町との連携包括協定の中の一環としても、そういう取組をしていこうと話をしているところです。私としましても、今いろいろな本部町の環境問題、先ほどの軽石の問題にしても、それも一つの環境問題ですので、そういう本部町がふるさと納税をいただいた、それを何に使うかといったときに、やはり環境保全であったり、子供たちの子育てであったり、福祉であったり、いろいろな分野がありますけれども、やはりお客さんがここに使ってほしいという思いを寄せられるように、役場としてももっともっと環境問題にも力を入れていきますということもPRしていきたいと思っています。

あと、500万人来てその1%がという話ですけれども、500万人の1%というと5万人ですので、5万人が、例えば1万円やったら5億円という、この金額が正しいか正しくないかは分かりませんが、こういう数字も出てはきますので、目標としては、やはりそれだけとか、それ以上にとこのような、あとは本当にやり方次第だと思いますので、そういうところを、皆さんからもいろいろ知恵をいただきながら進めたいと思っています。とりあえず12月2日にスタートして、いろいろなところからの声、反響なども聞きながら、徐々に徐々にみんなでそれを盛り上げていきたいと思っています。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 お伺いいたします。

12ページ、13ページ、農林水産業費、農業振興費の中で先ほど説明がありました。まず、消耗品費で堆肥を1万7,000袋準備するとおっしゃっていましたが、その1万7,000袋の積算根拠は何になりますか。気になったのは、農業者、農業をしている人というのは、例えば農業を専門にされている専業農家の方、平米数もおっしゃっていたので、対象はそこのみなのか、小さなアタグラーでも、そこからかりゆし市場とかに出しているおじいちゃん、おばあちゃんがいらっ

しゃいますよね、住民の方。そういった方も対象になるのですか。これは、財源が地方創生臨時交付金ですから、住民生活のコロナで痛手を負った方々全てが対象になると思いますから、その辺はどう区別していくのかをお伺いしたい。

その下の拠点産地品目保管支援事業、要するにこれは冷凍冷蔵庫の保管料ですけれども、今現在、この冷凍冷蔵庫でストックなさっている方、何団体、何事業所、何人いるのか。その方、基本向こうは毎日毎日、中身が変わるわけではないですよ、おそらく。預けている方の2分の1の補助という意味合いで私はとったのですが、例えば今預けている方の2分の1の補助という考え方でいいのか。それが毎日毎日、中身が変わるのであれば確かに分かるのですが、こういった枠組みなのか、もう一度説明していただきたい。

開けて14ページ、15ページ、水産振興費の中の水産業継続支援事業補助金、これもコロナの創生交付金ですから、操業時の2分の1の補助、燃料代ですか、おっしゃっていましたが、これは漁船のみですか。渡久地港には漁船もあれば、遊漁船、プレジャーボートもありますよね。それも対象にしているのかをお伺いしたいです。以上です。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 13番、喜納議員に説明いたします。

まず、13ページの需用費の消耗品費ですけれども、農業者への堆肥を考えております。実は、この堆肥の支給につきましては、昨年度も同じ内容で支給しているところであります。その時点では、対象者としては農業を元気にするネットワークの会を通しまして、会員の皆さん方に配布したところであります。今回につきましては、先ほど農業者という定義みたいなもの話をされておりましたけれども、今回は、農林水産省が農業者としての位置づけをされているのが、10アール当たり、10アール以上の経営体が農家と呼ばれることとなっております、その観点から、今回におきましては10アール以上の耕作をされている方々が対象となっていきます。昨年度の実績を踏まえて、昨年度配布した方々の中から、10アール以上の耕作をされている方々が今回対象となります。

それと、拠点産地品目保管支援事業ですけれども、拠点産地に指定されている産物という形になります。対象となるのがシークワサーとアセローラの事業者が対象になってきます。町内の方々の事業者でいいますと、アセローラフレッシュさんが保管しているアセローラと、ウェルネスフーズさんが保管しているシークワサー、それと、伊豆味のシークワサーを取り扱っているボトラーズさんなどが対象となって、経費として今回保管費の2分の1を補助することになっております。

それともう1点、水産業継続支援事業補助金ですけれども、今回計上しているものにつきましては、まず、燃料費の補助と氷購入費の補助と販売手数料。販売手数料というのは、競り市にかける場合に、例えば本町でも競り市を行うのですが、その後、名護市辺りでの競り市に出す場合に、漁協が漁業者から買い集めて、名護市の競りに持って行くのですが、その手数料が出ます。要は漁業者から差し引かれることとなりますので、その分の手数を補助する形になっておりま

す。今、積算の中では、そういった形で今回計上はしているのですが、先ほど町長からも説明がありました。軽石の影響が出る修繕費とか、そういったもの等にも、今、置き換えができるような形で検討しているところでもあります。以上です。

答弁漏れがございました。漁業者への支援のことですけれども、遊漁船などの方々も対象になるのかということでありましたけれども、あくまでも漁協のほうに漁業者として登録されている方々が対象となります。

それともう一つ、13ページの消耗品費の堆肥、1万7,000袋ですけれども、これも昨年度実績を勘案しまして、先ほど言ったように10アール以上の方々には、細かく言いますと10アールから30アール未満の方々に50袋、30アール以上の方々には100袋という形で計算しております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 分かりました。

まずこれは、この地方創生交付金なるものは、コロナで痛手を負った地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るためという趣旨もありますので、今言われた農業者、漁業者の方への支援というのは大切なことだと思うのですが、反面、行政の行うやり方として、やはり公正公平というのが私は必要だと思います。私が先ほど言った10アール以上ない農家の方、農業をしている方はどうするのですか。ほかの同じような支援策を考えていらっしゃるのか。また、漁業者ではない、船を持っておられる方、本部町はそういった意味で観光のまちと言われて、夏場は水納島、冬場はクジラがよく見られますよね。これからその季節がやってきて、恐らく渡久地港からもどんどん出ていくかと思うのですが、そういった方々の支援はどう考えているのかをお伺いしたいのと、もう1点、先ほどから町長や今の課長の答弁で気になったのは、私は軽石とコロナを一緒にするのはまずいのではないかと思うのですが、そうは思ってもそういう対応をうまくやっていただければいいのですが、コロナはコロナで、今回の創生交付金というのはしっかり考えていただいて、軽石の部分に関しては、これからは我々がまた支援の、今後意見をいろいろなものを出しますけれども、それで考えていただかないと、その分に回しますとか、その分考えていますというのは、私はちょっと筋違いではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 13番、喜納議員に説明いたします。

まず、農家への肥料の配布について、公正公平な部分からのお話しですけれども、実は、小さな畑、アタイグラーというような畑の方々についても、先ほど少し話しましたけれども、前回、1年前に配布したところでもあります。実情を申しますと、小規模に、販売目的を、要は収入を目的として農業をされている方々以外は、実は、前回配布したときの堆肥が、まだブルーシートがかぶったままで、自宅などに置かれているのが現状であります。そういったこともありまして、今回については農業者というくくりで支援したいというところを考えております。

それと、コロナ交付金ということでもありますので、軽石で影響する修繕とかそういったもの等

に使うのはおかしいのではないかと、別にしたほうがいいのではないかとということでありま  
すけれども、実は、操業によって、例えば燃料費とか氷の補助とかを、今回支援しようかとい  
うことになって計上しているところではあるのですが、現状、軽石の影響で漁業自体出漁できない  
状況があります。それがなぜそういったことになっているかということ、やはりエンジンのトラブ  
ルを回避するために、漁業者が出港しないという状況もあるものですから、それを置き換えた形  
で何らかの支援で仕組みを工夫できないかということで、今検討しているところであります。で  
きる限り、もちろんコロナ交付金の目的もありますので、それに沿った形で、何らかの形で支援  
策をつくり込んでいきたいと考えているところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 そもそも最終的に私が言いたかったのは、今回の事業自体が、もう少し検  
討すべきだった事業ではないかということ、最終的には言いたいわけです。やはり必要です。  
確かに農業をしている方とか、漁業している方からすればありがたいことですし、100%の補助  
事業なので、使い切れるような事業というのも考えれば、こういった事業になったのかと思うの  
ですが、しかし、今の課長の説明を聞けば聞くほど、操業に出られないのに、この事業をする意  
味が、果たしてあったのでしょうかと私は考えてしまうのですが、しかし、当局は必要だとい  
う事業なので上げてきたのですから、しっかりと農業者、漁業者のためにやっていただきたいとい  
うのはありますが、最後に町長にお伺いしたいのですが、このコロナの臨時創生交付金も含め、  
様々な事業を今後もやっていかれると思うのですが、これからの新しい時代、政府も変わらまし  
て、様々なデジタルトランスフォーメーションやいろいろなことを国は考えていらっしゃるよう  
ですが、我々地方に住む者として、地に足をつけながらやっていくことも必要ですが、しかし他  
方、今後の未来、先ほど言った電子クーポンもしかり、そういったものに対しても、もっと工夫  
して、これまでできなかったことをやっていただきたいという希望も含めて、町長の見解を最後  
にお伺いしたいです。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 先ほど、議員からお話しがございましたけれども、今現在の実情として、  
議員御承知のとおり、コロナで、生活も経済も相当傷んでいると見ております。その中で、コ  
ロナ対応の臨時交付金、できるだけ補助金を活用して、そして今現在の困っている回らない経済を  
どう回すのかということが、当面はとても重要なことかと思っております。その中で、できるだ  
け、可能な限り公正公平にということは常に頭の中にあります、常に。それは、国から直接支援  
していただく飲食業の皆さん、一日休業することによって4万円もありました。そういうことが、  
国から直である部分もある。だけれども、農林水産業のように、そういった国からの直の支援が  
ない部分もある。国からの支援が受けられない部分については、当然のことですけれども、町の  
ほうがやはり支援をしながら、できるだけ事業が継続できるような仕組み立てを考える、支援さ  
せていくというようなこと、そのような観点に立っているわけです。

先ほど、冷凍冷蔵庫での保管のお話もございましたけれども、事業者が搾汁をしないと農業者

の生活も立ち行かないといったような、そういった経済のからくりの中で、事業者だけではなく、広く経済の、生活者の立場なども考えております。

そして遊漁船のお話がありましたけれども、ゆうもどろの事業がございます。知っているとおおり。1人を乗せることによって3,000円の補助金を出しております。遊漁の皆さんの、コロナからの、いわゆる経済支援といったことで、遊漁の皆さん、船主会を中心として対応しておりますけれども、そのように、可能な限り公平性を確保しながらという思いをずっと持っております。また、議員がおっしゃるとおり、新しい未来に向けての投資といったようなこともあります。そのようなことについては、国のほうと連携しながら、国庫の補助事業をどう活用するのかということ、それについてもとても重要なことですし、コロナ禍の中での、疲弊した経済からの、いわゆる立ち直りということと併せて、例えばGIGAスクール構想を打ち立てて、教育の部分の中で、デジタルインフォメーションを含めたいろいろな形のことを、目下検討されておりますので、これから新しい未来に向けて、議員がおっしゃるような一つ一つの事業の立ち上げを考えていきたいと思っております。ちょうど今、県の沖振法が改正されて、新しい事業の枠組みの作り方の節目に当たりますので、そういった意味では、できるだけ時代に遅れないような、新しい時代にふさわしい事業等についても、議員の皆さんからも知恵をいただきながら、町民の皆さんからも知恵をいただきながら、対応していきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 今、喜納議員からもあった堆肥の件ですけれども、たしか前回、菊農家の出荷の時期にかち合って非常に影響があったということで、菊農家が100袋、その後の農家が150袋だったと記憶しているのですが、今回は面積割で、家計とかほかの品目は分けずに、面積で支給するというところでよろしいでしょうか。

それと、前回もたしかもう1,000万円近い予算だったかと思っておりますけれども、今回1万7,000袋。前回の堆肥の件数を教えてもらえますか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 12番、座間味議員に説明いたします。

今回の堆肥の配布ですけれども、議員のおっしゃるとおり、前回は菊農家が100袋、その他の農業者については50袋という形でくくってあったのですが、今回は、先ほども説明しましたけれども、10アールから30アール未満の方々には50袋、これは花卉農家とか、その他の農家というくりではありません。面積割でやっています。それと30アール以上の方々には100袋という形があります。

それと、前回の実績ですけれども、前回は449農家に配布しておりました、2万5,100袋を支給してございます。前回よりは、数量としては減っているのですが、その減った影響は、先ほど言ったように、農家としての対象者を絞ったものですから、そういった形で前回よりは少なくなっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 こちらの1万7,000袋という数字も、先着順で締め切るということですか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 今回は、前回の全ての対象者の面積まで調べて対応しようかと考えております。その中にはじき出された数字でありますので、先着順ではありません。対象になる方々については、全て配布する予定であります。

○ 議長 松川秀清 ほかにございませんか。12番 座間味栄純議員。

○ 12番 座間味栄純 農林水産販売促進費、今回はタンカンの推進をしていくということですが、けれども、どういう形でやるのか教えてもらえますか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 農林水産販売促進費ですけれども、今50万円を計上しておりますが、内訳を言いますと本部産アグーとタンカンの販促費という形にしております。まず、本部アグーですけれども、実は昨年度、本部町産アグーという形でブランド化しまして、生産者と協定を結びまして、大々的に販売促進をかけるところだったのですが、昨年はコロナの影響でそれができなかったものですから、改めて今回、またフェアを開催しようということで進めているところであります。その費用に30万円ほど、残り20万円がタンカンの販促費という形で考えております。これにつきましては、今、例えば、以前にやっておりました町外での販売促進とか、それも含めて考えているところであります。細かいところはこれから詰めていきます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかにございませんか。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第71号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第71号 令和3年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 意見書第6号 海底火山噴火による噴出した漂流・漂着軽石に関する意見書についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 意見書第6号、令和3年11月19日。本部町議会議長 松川秀清殿。提出者、本部町議会議員 仲程 清、長濱 功、山川 竜、松田大輔、真部卓也、伊良波 勤、具志堅正英、仲宗根須磨子、崎浜秀昭、比嘉由具、座間味栄純、喜納政樹、具志堅 勉。以上、13人

の本部町議会議員の提出となっています。

次のページをお願いします。海底火山噴火による噴出した漂流・漂着軽石に関する意見書の提出について。上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

次のページをお願いします。海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書。今年8月、小笠原諸島・硫黄島近海の海底火山の噴火により噴出した軽石が、海流の影響によって沖縄本島及び周辺離島の漁港・海岸及び河川など大量に漂着し漁業や観光業及び周辺離島航路に多大な影響を及ぼしている。今後も北風の影響により漂流軽石の更なる漂着が予想され、本町への被害は拡大していくものと考え。次々に押し寄せてくる漂流軽石問題はとても深刻で、漁港内に漂流・漂着した軽石の影響で漁業者が出航することが不可能となり、養殖モズク・海ブドウ等の収量減少、養殖マグロの死亡・成長異常が発生する恐れがあり、水産業者の落胆は計り知れない。また、漂流・漂着軽石の影響による景観悪化に伴い、ホテル宿泊客やマリンレジャー体験のキャンセルが出る影響が出ている。特に本町では本部港や渡久地港といった離島の人々の本島への唯一の交通手段であったり、生活必需品を運搬する物流機能の役割を担う離島航路が2ヶ所あり、生活や人命にも影響を及ぼすかも知れず、さらに多方面への被害が拡大しないか危惧している。漂流・漂着軽石の影響は見通しが立たず、住民生活に大きな問題となっており、漂流・漂着軽石で被害に被っている方々の生計と日常生活を守るために迅速な対応と支援対策が求められている。このような状況であることから、本町議会は下記事項について早急な対応を求める。

記、1. 漂流・漂着軽石の現状把握はもとより、経路の予測を行い、被害を最小限に抑えること。2. 漂流・漂着軽石により損害を被った個人や事業者への補償を行うこと。3. 漁港や海岸及び離島航路に漂流・漂着した軽石の除去及び新たな軽石の進入防止を早急に行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年11月19日、沖縄県本部町議会。宛先、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事。以上です。

○ 議長 松川秀清 本案は、議長を除く全議員が提出者でありますので、質疑・討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

意見書第6号 海底火山噴火による噴出した漂流・漂着軽石に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、意見書第6号 海底火山噴火による噴出した漂流・漂着軽石に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和3年第10回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は、全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第10回本部町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 (午前11時32分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 松 田 大 輔

本部町議会議員 真 部 卓 也